

## 新型コロナウイルス感染防止対策の協力のお願い



- マスクの着用、検温、手指消毒と筆記用具の持参にご協力ください。また、来場者が込み合う場合は受け付けの調整を行うこともあります。
- 収支内訳など、あらかじめ集計してお越しいただくと、相談時間が短縮できます。
- e-Taxを利用すると、ご自宅でパソコンやスマートフォンで確定申告書の作成や提出ができます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

■復興特別所得税の記載もれにご注意ください。

平成25年分から令和19年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則としてその年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

問南島原市 税務課 ☎73-6642

島原税務署 ☎0957-62-3281

（島原税務署は自動音声でご案内します。）

- 国税に関する一般的なご相談は「1」
- 税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」
- 消費税の軽減税率に関するお問い合わせは「3」

●税務署職員による出張相談(5日間)を行います。7ページをご覧ください。

申告書の提出にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書の提出には、下記が必要になります。

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の提示または写しの添付

※扶養親族などがある人は、当該扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

## 島原税務署からのお知らせ

### 申告会場の場所が変わります！

- 申告会場…雲仙復興事務所 庁舎2階  
(島原市南下川尻町7番地4)
- 設置期間…2月16日(火)～3月31日(水)
- 受付時間…午前9時～午後4時  
※土・日・祝日は休みとなります。
- その他…上記開設期間は、島原税務署での申告相談は行っておりませんのでご注意ください。提出のみの方も、雲仙復興事務所の申告会場が窓口となります。



※入場の際には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリによる事前発行も行います。



税に関する疑問は、AIチャットボットの私、「ふたば」にご相談ください。

国税庁 ふたば



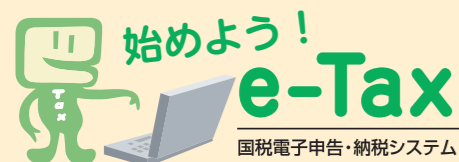
国税庁 LINE 公式アカウント

アカウント名: 国税庁  
ID: @kokuzei

LINEアプリの「友達追加」またはQRコードで簡単登録  
確定申告会場に入場するための入場整理券の事前発行  
※入場整理券の事前発行のほか、確定申告特集ページ、確定申告書等作成コーナー、税務相談チャットボットによる税務相談をご案内しています。



LINE QRコード



マイナンバーカード とお持ちのパソコンやスマートフォンからいつでも、簡単に作成できます！

●国税庁LINE公式アカウントから「友だち登録」をお願いします。(2月から利用開始予定)

待ち時間 → 不要 印刷の手間と郵送料 → 不要 感染リスク → なし

# 確定申告

所得税・市県民税の申告

2月16日(火)～3月15日(月)

所得税の確定申告・市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく！

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。

6・7ページの日程で、申告・相談の受け付けを行います。やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします。

### 市県民税の申告が必要な人

原則として、令和3年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、下記の①～③に該当する人を除き申告が必要です。

国民健康保険加入世帯においては保険税軽減判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、**収入がない場合も必ず**申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、**市県民税の申告は必要**です。

①税務署へ確定申告をした人

②前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人

③前年中の所得が公的年金のみの人

※②・③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、申告が必要です。



### 申告に必要なもの

- 1 税務署より送付された「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」(通知が届いた人のみ)
- 2 印かん(シャチハタ以外)
- 3 源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- 4 収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要なと思われる書類
- 5 生命保険の満期返戻金や個人年金、配当などがある人は、支払調書など
- 6 控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の支払証明書
- 7 寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類
- 8 金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)
- 9 申告者本人の個人番号カードまたは通知カードおよび申告者本人の本人確認書類
- 10 医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限などから5年間、領収書はご自宅などで保管してください。